

🏠中札内村住宅リフォーム支援事業について🏠

本制度は、住宅のリフォームを行った方に対して、予算の範囲内でリフォーム費用の一部を助成する制度です。

下記の★助成対象要件に該当する方は、『中札内村住宅リフォーム支援事業交付申請書』により申請することができます。

※助成を受けられるのは1つの住宅に対して1度限りです。

※着工前に申請し、申請年度内の3月10日までに工事を完了する必要があります。

※外壁・屋根の改修など外部での作業が必要な工事は、冬期間に行うことができませんのでご注意ください。工事時期によっては翌年度の申請をご検討ください。

★助成対象要件

1. 中札内村に住民票がある方

※移住者については、実績報告までに中札内村に住民票がある方

2. リフォームする住宅の所有者であり、住宅に居住しているまたは住宅の取得後にリフォームを行い、居住する方

3. 市町村税等を滞納していない方

4. 過去に本事業による助成金の交付を受けていない方

※中札内村空き地・空き家バンクに登録された賃貸住宅をリフォームする場合は、住宅の所有者であれば住民票及び居住の有無は問いません。



○助成対象工事費

1. 交付決定を受けた後に着工する工事で、申請年度の3月10日までに完了することができる工事であること。

2. リフォーム工事一覧表（別紙）で交付対象となる工事費用が30万円（税抜き）以上となること。

○助成額

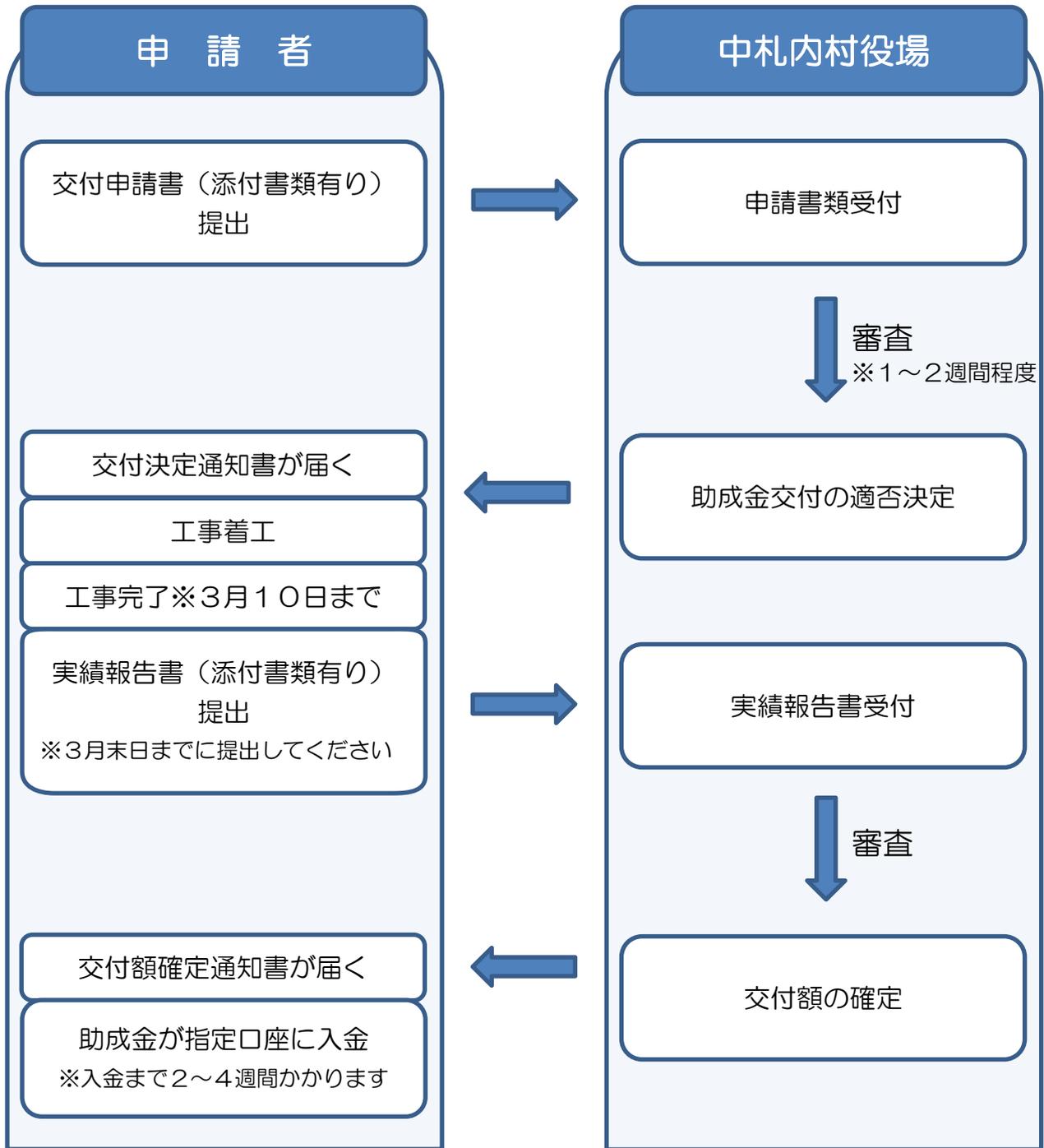
助成額	助成対象工事費の20%以内 (上限20万円)
※本人または同居親族が65歳以上 18歳到達年度末日までの同居親族が いる場合	助成対象工事費の30%以内 (上限30万円)
加算額 ※村内業者の工事割合が50%以上の場合	助成対象工事費の10%以内 (上限10万円)

○受付窓口

中札内村役場施設課施設グループ 電話：0155-67-2496

参 考

中札内村住宅リフォーム支援事業の流れ



※交付申請後、工事内容に変更がある場合は、変更（廃止）申請書の提出が必要です。
詳しくは施設課（0155-67-2496）までご連絡ください。